

平成28年度 指導監査結果

(障害者支援施設)

施設種別 施設名 運営主体	監査方法	文書による指摘事項	改善報告書の内容
障害者支援施設 あおはにの家 (福) 青葉仁会	平成28年度は 監査対象外		
障害者支援施設 いずみ園 (福) ならやま会	実地監査	生活介護の欠席時対応加算の要件として、当該利用者の状況を確認し、引き続き当該指定生活介護等の利用を促すなどの相談援助を行うとともに、当該相談援助の内容を記録することとなっているが、記録内容が要件を満たしていなかったため、今年度当初に遡って過誤調整すること。	生活介護の欠席時対応加算算定者について、記録内容の要件を満たしていなかったため、今年度当初に遡って速やかに過誤調整します。また、記録内容の要件を満たすよう、欠席時対応の記録書を新たに作成します。
		兼務の看護師については、兼務の職務ごとの勤務時間を出勤簿に記録し、提出すること。	兼務の看護師について、兼務の職務ごとの勤務時間を出勤簿に記録し提出します。以後、出勤簿に職務ごとの勤務時間を記録します。
障害者支援施設 菅原園 (福) 大倭安宿苑	書面監査	無	
障害者支援施設 成美寮 (福) 成美学寮	実地監査	無	

<p>障害者支援施設 フリースタッド なかがわ1番館 (福)中川会</p>	<p>実地監査</p>	<p>前施設長退職以降不在となっている防火管理者を選任し、所轄消防署長に届け出ること。【消防法第8条】</p>	<p>前施設長退職以降不在となっている防火管理者を選任し、所轄消防署長に届け出致します。ただし、防火管理者の資格要件として、防火管理者講習を修了した者でなければならず、終了次第届出となります。</p>
		<p>非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うこと。(避難訓練及び消火訓練は年2回以上、うち1回は夜間を想定した訓練を行うこと。)【消防法施行令第3条の2】【消防法施行規則第3条10項】</p>	<p>非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行います。ただし、避難訓練及び消火訓練は、防火管理者が計画して実施すべきものであるため、防火管理者の選任届出後に実施いたします。</p>
<p>障害者支援施設 フリースタッド なかがわ2番館 (福)中川会</p>	<p>実地監査</p>	<p>フリースタッドなかがわ1番館に同じ</p>	<p>フリースタッドなかがわ1番館に同じ</p>
<p>障害者支援施設 ボイス (福)史明会</p>	<p>実地監査</p>	<p>無</p>	
<p>障害者支援施設 萌あおはに (福)青葉仁会</p>	<p>書面監査</p>	<p>無</p>	